

第24号議案

令和7年度 豊後大野市下水道特別会計予算

(総則)

第1条 令和7年度豊後大野市下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	1,631 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	432,322 m3
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	1,184 m3
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 公共下水道事業	6,315 千円
ロ 農業集落排水事業	13,350 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 下水道事業収益		300,765 千円
第1項 営業収益		77,147 千円
第2項 営業外収益		223,603 千円
第3項 特別利益		15 千円
	支 出	
第1款 下水道事業費用		264,158 千円
第1項 営業費用		255,043 千円
第2項 営業外費用		6,694 千円
第3項 特別損失		421 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額89,888千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,636千円、当年度分損益勘定留保資金51,422千円及び建設改良積立金36,830千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			19,665 千円
第1項	出資金			18,000 千円
第2項	負担金等			1,665 千円
		支	出	
第1款	資本的支出			109,553 千円
第1項	建設改良費			19,665 千円
第2項	企業債償還金			87,888 千円
第3項	予備費			2,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
農業集落排水施設維持管理委託料	令和8年度	43,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 26,966 千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、150,979千円である。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏